

公益財団法人核物質管理センターの情報セキュリティ対応に関する報告

平成 28 年 1 月 22 日

公益財団法人 核物質管理センター

原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関である公益財団法人核物質管理センターの一事業所である六ヶ所保障措置センターにおいて、平成 27 年 8 月 20 日以降、導入及び使用が禁止されているファイル共有ソフトを介して意図しない通信が試みられたことが、同センターの情報システムの常時監視を行っている情報セキュリティ専門会社の監視の結果判明した。

## 1. 事象の概要

- 平成 27 年 8 月 20 日以降、全事業所を対象とする情報セキュリティ専門会社による 24 時間の常時監視の結果、以下の事象が検知されたとの報告があった。
  - 事象 1: 8/20-24 にかけて外部通信の試みがあったが、ファイアーウォールにより遮断されていた。
  - 事象 2: 9/2 及び 9/11 に外部通信が発生した。
- 8/20-24 の通信の元となった外部記憶装置については、ネットワークから隔離する等の措置を講じた。
- 9/2 及び 9/11 の通信は、1 回の接続当たりのアップロード量が 172~1,068 バイト、合計で 16,584 バイトであった。
- 通信元は六ヶ所の職員が使用する 1 台の PC であり、社内のネットワークにはつながっていたが、相対的により重要な情報を取り扱うサーバーとの間はファイアーウォールにより隔離されている。
- 当該 PC を使用する職員は査察機器の保守の担当者であり、当該 PC には保守業務の遂行に必要な情報が保存されていた。それらの情報には事業者の情報等、管理上の配慮が必要な情報も含まれたが、核物質防護その他の機密を要する情報は含まれていない。
- また、通信量から考えて、当該 PC に保存されていた情報そのものが流出した可能性は低いと考えている。

## 2. 原因究明とこれまでの対応

- 通信内容を情報セキュリティ専門会社が解析した結果、これらの通信発生にファイル共有ソフトが関与している可能性が指摘された。意図しない通信が行われた端末を初期化し、その後は情報セキュリティ専門会社の常時監視で懸念すべき外部通信の試みは一切検知されていない。
- 核物質管理センターではファイル共有ソフトのダウンロードやインストールを物理的に不可能にするシステム上の対応はできておらず、使用禁止の通達による周知徹底で対応してきた。事案発生を受け、改めてそれらの使用を禁止する旨周知徹底を図った。なお、全事業所においてファイル共有ソフト等禁止しているソフトウェアをインストールしていないことを確認している。

## 記者発表

- ・ さらに、全事業所を対象にしたウィルスチェックを情報セキュリティ専門会社による常時監視の開始前から行っており、現在までの確認においてもウィルス感染がないことを確認している。
- ・ 本事案の詳細は業務担当理事である総括情報管理責任者まで報告され、初動対応の検討・対応が行われた。情報セキュリティ専門会社がファイル共有ソフトによる通信を探知した際に核物質管理センターに報告した区分(Warning: 報告対象の4段階の下から2段目)がセキュリティ上の脅威はないとのカテゴリー分類に該当していたことから、脅威はないと判断し、理事長に対して事案の詳細について報告・相談がなされず、国(原子力規制庁)に対しても報告を行わなかった。これは核物質管理センターの内規に相違する対応であった。

### 3. 今後の対応

- ・ 平成27年8月20日の常時監視の導入以前の情報セキュリティの状況の確認を徹底する必要がある、内外の情報通信記録等の調査を行う。
- ・ 現在、核物質管理センターではクローズドネットワーク化を含む情報セキュリティの強化対策を進めており、許可されていないソフトウェアのダウンロード及びインストールを物理的にも禁止にするための対策も合わせて実施する。
- ・ 今後、情報セキュリティインシデントが発生した場合の情報連絡体制等の改善を図る。

(照会先)

総務部長 水原 泰

電話 03-5816-7734